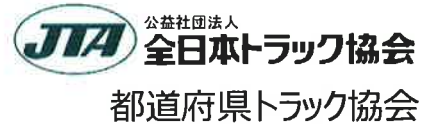


ドライバー等安全教育訓練促進助成 制度のご案内（令和3年度版）



○ドライバー等安全教育訓練助成制度とは

トラック運送業界においては、ドライバーの安全意識の高揚や安全運転技能の向上が課題となっており、業界を挙げた従業員教育の充実強化への取り組みが要請されています。

しかしながら、特に中小事業者においては、安全教育訓練に要する時間やコストの負担は大きいものと考えられます。

本制度は、都道府県トラック協会の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に、その費用の全部又は一部につき助成を行うものです。

○制度のご案内

1. 助成対象となる研修について

本助成制度の適用対象となる研修は、全ト協の指定を受けたものに限られます。対象となる研修の名称・開講研修施設・助成額等については、「別表1」及び「別表2」に掲げておりますので、ご確認の上、助成制度を活用して受講することを希望される場合は、手続きにお進みください。

（参照先）

別表1「令和3年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧」

別表2「令和3年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧」

※なお、別表1又は2に掲載のない研修は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

2. 手続きについて

助成金の交付を受けるために必要な手続きについては、下記をご参照ください。

（参照先）「手続きの流れ」

3. 利用上のご注意

申請等に係る注意点については、下記をご参照ください。

（参照先）「利用上のご注意」

手続きの流れ（フロー）

※下記は標準的な手続きの流れを示したのですが、申請先の協会・研修施設によっては、手続きの内容が若干異なる場合があります。その場合は、申請先の指示に従っていただくようお願いいたします。

① 都道府県トラック協会への事前確認



研修施設への予約の前に、ご所属の都道府県トラック協会にお問い合わせの上、助成金交付の可否・人数等についてご確認ください。
(※予算の残額によっては、助成金の交付が受けられない場合があります。)

② 研修施設への研修予約申込み



研修施設に日程等をお問い合わせの上、**研修の予約**を行ってください。
研修施設から提出書類や手続きにつき指示があった場合は、それに従ってください。
また、受講開始日の7日前までに、受講料を納入してください。

③ 都道府県トラック協会への助成金交付申込み



上記2の研修の予約とは別個に、「助成申込書」（様式1）により、ご所属の都道府県トラック協会に**助成金の交付**をお申し込みください。
(※都道府県トラック協会は、研修施設に「助成申込書」を参考として転送します)

④ 研修受講



研修の全カリキュラムを修了してください。

⑤ 都道府県トラック協会への報告書等の提出



ご所属の都道府県トラック協会に、研修終了後7日間以内に、実施報告書（様式2）及び添付書類（修了証、領収書等）をご提出ください。
(※研修施設で記入したアンケートがある場合、これを参加報告書（様式3）に代えることができます)

⑥ 都道府県トラック協会から助成金交付

利用上のご注意

1. 助成額

特別研修の場合は、別表 1 に定める額となります。
一般研修の場合は、受講料に関わらず一律10,000円となります。

2. 交付に係る要件

助成金の交付を受けられるのは、都道府県トラック協会の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に限られます。

※上記に該当する場合であっても、都道府県トラック協会ごとの予算の制約や、研修ごとの定員の制約により、助成金の交付を受けられないことがあります。
都道府県トラック協会及び研修施設にそれぞれご確認ください。

3. 研修受講料の支払い

研修受講料は、受講開始日の7日前までに、各研修施設にお支払いください。

4. 研修受講後の提出書類

研修受講後の提出書類は、研修受講後7日以内に、都道府県トラック協会にご提出ください。

5. 申込みの取下げ

予約した研修の申込みを取り下げる際は、都道府県トラック協会及び研修施設にそれぞれご連絡ください。

なお、キャンセル料に関する条件（発生時期・金額等）は、各施設への申込時の合意内容によって異なりますので、予めご了承ください。また、キャンセル料について助成金の交付を受けることはできません。

6. 助成金の交付が受けられない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付が受けられない（費用全額が自己負担となる）ことがありますので、ご注意ください。

- ① 正当な理由なく所定の研修を修了しなかった場合。
- ② 上記 4. の期日を過ぎても、研修終了後の必要書類を都道府県トラック協会に提出しなかった場合。
- ③ その他研修又は手続において不適切な行為等があった場合。

7. お問い合わせ先

助成制度については都道府県トラック協会に、研修の内容については研修施設にそれぞれお問い合わせください。

研修施設一覽

施設区分	都道府県	研修施設	所在地・連絡先
特定研修施設	愛知県	一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 TEL: 0561-36-1010 FAX: 0561-36-1210
	埼玉県	一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 TEL: 048-584-0055 FAX: 048-584-0090
指定研修施設 (研修所)	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 TEL: 029-265-9560 FAX: 029-265-9552
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 TEL: 0749-45-3872 FAX: 0749-45-3877
指定研修施設 (教習所)	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場	北海道釧路市芦野5-12-1 TEL: 0154-37-1196 FAX: 0154-37-1178
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ②西地区会場	苫小牧市拓勇東町8-6-68 TEL: 0144-57-8410 FAX: 0144-57-8410
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 TEL: 0172-28-2727 FAX: 0172-28-3382
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場(石巻中部自動車学校)	宮城県石巻市門脇字浦屋敷124-1 TEL: 0225-94-1285 FAX: 0225-94-1288
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ②西地区会場(富谷自動車学校)	宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11-3 TEL: 022-358-8787 FAX: 022-358-8777
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー南湖	福島県白河市白坂一里段6-236 TEL: 0248-22-1177 FAX: 0248-22-5453
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所 ②かぶら自動車教習所 (1回の研修で両方の教習所を使用)	①群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 TEL: 027-233-1155 FAX: 027-233-2004 ②群馬県群馬県藤岡市立石1563 TEL: 0274-42-0462 FAX: 0274-42-8280 (お申し込みは①まで)
		千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	神奈川県小田原市蓮正寺540-2 TEL: 0465-36-1215 FAX: 0465-37-4603
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7-29-1 TEL: 0572-27-2356 FAX: 0572-27-2967
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	兵庫県姫路市網干区高田108 TEL: 079-274-1839 FAX: 079-274-2729
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 TEL: 082-854-4000 FAX: 082-854-9466
	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー石原	愛媛県松山市空港通4丁目8-12 TEL: 089-972-1010 FAX: 089-972-1039
福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 TEL: 093-293-2359 FAX: 093-293-2427	
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	宮崎県都城市都北町7333番地 TEL: 0986-38-1001 FAX: 0986-38-0908	